

コミュニティユニオン東京（略称 CU 東京）共済規程

（前文）

コミュニティユニオン東京（以下、CU 東京という。）は、労働組合法に示されている共済活動として、CU 東京規約第 4 条にもとづき、組合員自らの相互扶助による各種共済事業をすすめるものである。

CU 東京は民主的運営をつらぬき、首都東京の労働者の要求実現のたたかいをすすめていく立場から、組合員とその家族の福利厚生に寄与するため、各種共済事業を推進するものである。

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

1. CU 東京共済事業は、CU 東京に加入している組合員の相互扶助の精神のもとに、組合員・家族の福利厚生に寄与していくものである。

2. CU 東京共済事業は、この規程にもとづいて運営する。

第 2 条（名称）

CU 東京がおこなういっさいの共済活動を CU 東京共済事業と称する。

第 3 条（対象）

CU 東京共済事業は、CU 東京に加入するすべての組合員とその家族を対象とする。

第 4 条（事業）

CU 東京共済事業は、組合員の相互扶助の理念にもとづく共済制度を設け、組合員とその家族の福利厚生に寄与するため、次の事業をおこなう。

- (1) CU 東京入院共済（以下、入院共済という。）
- (2) CU 東京交通災害共済（以下、交通災害共済という。）
- (3) CU 東京学習・文化支援事業（以下、学習・文化支援事業という。）
- (4) CU 東京組合員割引事業（以下、割引事業という。）

第 2 章 組織の構成と機構

第 5 条（組織の構成）

CU 東京共済事業は、CU 東京に加入するすべての組合員によって構成される。

第 6 条（機構の種類）

CU 東京共済事業は CU 東京規約第 18 条にもとづき専門部として設立され、CU 東京執行委員会の指導のもとに次の機構を置くことができる。

- (1) 運営委員会

第 7 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、日常の給付決定の業務ならびに関係業務を行う。大会決定の具体的事項についての審議決定を行う。
2. 運営委員会が審議決定した事項は、執行委員会へ報告し、大会で承認を得なければならない。給付決定に関する異議、その他運営委員会が行う業務についての審査は執行委員会が行う。
3. 運営委員会の構成メンバーは、CU 東京執行委員会が任命し、大会に報告をする。

第 8 条（削除）

第 9 条（削除）

第 3 章 運営規定

第 1 節 共済事業一般

第 10 条（受給資格の発生）

受給資格の発生日は、組合員本人が指定する金融機関口座（以下、組合費引落口座という。）より月額組合費を初めて口座振替できた日の属する月の翌月 1 日とする。

第 11 条（受給資格の消滅）

1. 組合員が組合員資格を失った場合、組合員資格を失った日の属する月の末日をもって受給資格を失うものとする。
2. その他受給資格の発生および消滅にかかる決定は、CU 東京執行委員会がこれを行う。

第 12 条（共済年度）

共済年度は、共済事由発生日から起算して 1 年間を単位として計算する。

第13条（共済金） 共済金とは、入院共済および交通災害共済における給付金を指す。

第14条（共済積立金）

1. CU 東京は本規程第4条にある共済事業を運営するために共済積立金を準備する。
2. 共済積立金は組合費より拠出する。

第15条（共済積立金の金額とその管理）

1. 共済積立金の金額およびその内訳は大会で決定する。
2. 共済積立金の管理はCU 東京執行委員会が行い、大会に報告する。

第16条（組合費を滞納した場合の措置）

1. 組合員が組合費を滞納した場合、滞納期間中に発生した事由については、滞納していた組合費を払い込むまで請求の権利を行使することができない。
2. 共済金の支給時に組合費を滞納している場合は、滞納していた組合費を払い込むまで、共済金を支給しない。

第17条（請求手続き）

1. 共済事業を利用する者（以下、請求人という。）は、別に定める必要書類を添付して、本規程第18条に定める期限までに、運営委員会に提出しなければならない。

2. 請求人は組合員本人とする。ただし、組合員本人が死亡した後の共済金の請求人は正当な相続人とする。

3. 請求に係る申請書の書式は、運営委員会が定める。

第18条（請求期限）

1. 共済事由が発生した日の翌日から1年以内に本部に申請書を提出しなければ、請求権を失うものとする。

2. 組合を脱退した場合または除籍された場合は、組合員の資格を失った月の1日から3ヶ月、組合員本人が死亡脱退した場合は6ヶ月で請求権を失うものとする。

3. 組合を除名された者は、その日から請求権を失うものとする。

第19条（請求人の義務）

請求人は、運営委員会ならびにCU 東京執行委員会が必要と認めた調査に協力しなければならない。この義務を怠った場合は、共済金請求の権利を放棄したものとみなす。

第20条（異議申立て）

1. 請求人は、運営委員会の認定結果に不服がある場合、認定結果を知った日から60日以内に、書面をもってCU 東京執行委員会に対して異議申立てをすることができる。

2. CU 東京執行委員会は、異議申立てを受けた日から60日以内に審査をおこない、その結果を請求人に通知しなければならない。

第21条（審査請求）

1. 請求人は、運営委員会の審査結果に不服がある場合、審査結果を知った日から60日以内に、書面をもってCU 東京執行委員会に対して審査請求をすることができる。

2. CU 東京執行委員会は、審査請求を受けた日から60日以内に協議して決定をし、その結果を請求人に通知しなければならない。

第22条（共済金の支給）

1. 運営委員会が支給決定した事由について、すみやかに共済金を支給する。原則として、共済金はCU 東京が組合員本人の組合費引落口座に送金する。

2. CU 東京は、請求人と第三者との間に正当な委任関係があると認定した限りにおいて、第三者に共済金を代理受領させることができる。

3. 共済金の送金にかかる振込手数料はCU 東京が負担する。

第23条（共済金の返還）

1. 請求内容に関する陳述もしくは提出書類の記載内容が事実と反したとき、詐欺その他の不正行為によって共済金の支給を受けた者は、直ちに共済金を返還しなければならない。

2. 支給後、認定が覆る事実が判明した場合は、直ちに共済金を返還しなければならない。

第2節 CU 東京入院共済

第24条（支給対象）

1. 組合員本人が、傷病の治療・療養のために入院の場合に支給する。

2. 但し、満70歳に到達した月の翌月1日以降に発生した事由については支給しない。

第25条（入院見舞金）

病気治療・療養、私傷の治療・療養のための入院について給付金（入院見舞金）を支給する。支給金額は、入院一日につき5,000円とする。ただし、4日間以上の入院を対象とし1日目から支給する。

第26条（支給限度）

1. 入院見舞金は、支給日数の累計が1共済年度につき60日を限度とする。但し、1共済年度に60日間の給付を受けた翌年の支給は30日を限度とする。満65歳以降に発生した支給日数の累計は1共済年度につき、30日を限度とする。
2. 組合員が死亡・脱退等により組合員資格を失った場合は、組合在籍期間中に発生した事由に限り、受給資格が消滅する日までを限度として給付するものとする。

第27条（必要書類）

入院共済の給付申請に係る必要書類は、次のとおりとする。

- (1)入院見舞金給付申請書
- (2)医療機関の発行した支払明細書あるいはその複写
- (3)医師に問うことについての同意書

第28条（免責）

つぎの場合入院見舞金を支給しない。

- (1)故意に共済事由を発生させた場合。
- (2)犯罪行為や泥酔等共済目的に反する場合。
- (3)重過失行為により発生させた場合。
- (4)交通事故の場合。
- (5)医師の指示に従わなかった結果、悪化した場合。
- (6)正常妊娠・分娩による場合。
- (7)精神障害、薬物依存等による場合。
- (8)受給資格を得る以前に発生した共済事由の場合。
- (9)連続して二ヶ月間、組合費を滞納した場合。
- (10)その他CU東京執行委員会もしくは本規程第6条に定める各種機構が認めた場合。

第3節 CU 東京交通災害共済

第29条（支給対象）

支給対象は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』に従う。

第30条（金額）

支給金額は、支給対象は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』に従う。

第31条（支給限度）

支給限度は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規定』に従う。

第32条（申請に必要な書類）

交通災害共済に係る必要書類は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』に従う。

第33条（免責）

つぎの場合交通災害共済における給付金を支給しない。

- (1)全労連共済会の定める『交通災害共済事業規定』における免責事項に該当する場合。
- (2)連続して二ヶ月間、組合費を滞納した場合。

第4節 CU 東京学習・文化支援事業

第34条（受給対象）

すべての共済受給資格者を対象とする。

第35条（事業内容）

CU東京執行委員会の議を経、別途定める。

第36条（利用限度）

CU東京執行委員会の議を経、別途定める。

第37条（申請に必要な書類）

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 38 条 (免責)

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 5 節 CU 組合員割引事業

第 39 条 (受給対象)

すべての共済受給資格者を対象とする。

第 40 条 (事業内容)

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 41 条 (利用限度)

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 42 条 (申請に必要な書類)

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 43 条 (免責)

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第 4 章 会計

第 44 条 (繰越金処分)

決算によって、繰越金がある場合は、大会の議を経、次の通り処分する。

(1) 将来のために、事業年度繰越金の一定額を危険準備金および責任準備金として積立てることができる。

(2) 給付内容の改善に充当することができる。

第 5 章 再共済・再保険ならびに業務の委託

第 45 条 (再共済、再保険) CU 東京共済事業は、事業ごとに、必要に応じて再共済・再保険をおこなうことができる。

第 46 条 (業務の委託)

1. CU 東京執行委員会の決定にもとづき、CU 東京共済事業の一部業務を委託することができる。

2. 前項を実施した場合、CU 東京執行委員会は直後の大会に報告しなければならない。

第 6 章 付則

第 47 条 (実施規定)

1. この規程に定めるもののほか事業の執行の手続き等について必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定めることができる。

2. 前項に定める事項は CU 東京執行委員会に報告し、大会で承認を得なければならない。

第 48 条 (改廃) この規程の改廃は CU 東京執行委員会で決定する。

第 49 条 (施行) この規程は 2009 年 6 月 14 日より施行する。2011 年 6 月 18 日一部改訂。2015 年 4 月 1 日一部改訂。2015 年 7 月 24 日一部改訂。